

# 公共施設の整備状況を 「適正規模」と誤認している 「公共施設等総合管理計画」

平成29年 第2回定例会  
幸野議員作成  
一般質問資料

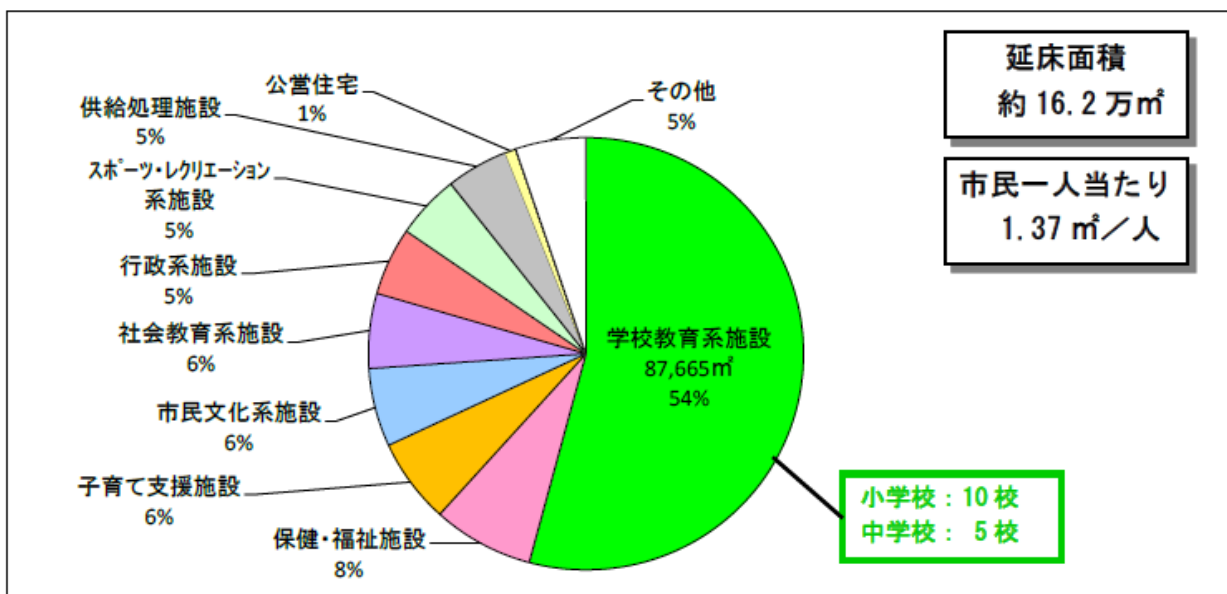
## 4. 公共施設等の状況

### (1) 保有する建物の内訳

① 市が保有する建物の延床面積は、合計約 16.2 万㎡で、市民 1 人当たり 1.37 ㎡となっており、全国平均の 3.42 ㎡（東洋大学 PPP 研究センター調べ）も参考に、現況の人口等を踏まえると、市民の安全安心を確保し、行政サービスの提供等に必要な適正規模にあると言えます。全延床面積の内訳を②と見ると、学校施設が約 8.8 万㎡（約 54%）を占め、全国平均の 40%<sup>\*1</sup>を上回っています。なお、学校教育系施設以外では、保健・福祉施設が約 1.2 万㎡（8%）、子育て支援施設が約 1 万㎡（7%）、市民文化系施設、社会教育系施設が約 0.9 万㎡（6%）、庁舎等の行政系施設が約 0.8 万㎡（5%）の割合となっています。

※1 平成25年3月 文部科学省「学校の老朽化対策について」より

図表 公共施設の建物面積の内訳



施設類型	延床面積	面積比	施設類型	延床面積	面積比
学校教育系施設 小学校、中学校	87,665㎡	54.2%	行政系施設 庁舎、消防団詰所等	8,206㎡	5.1%
保健・福祉施設 福祉センター、保健センター、生きがいセンター等	12,134㎡	7.5%	スポーツ・レクリエーション系施設 スポーツセンター、室内プール等	7,724㎡	4.8%
子育て支援施設 保育園、児童館、学童保育所	10,269㎡	6.3%	供給処理施設 清掃センター等	7,459㎡	4.6%
市民文化系施設 ホール、公民館、地域センター、公会堂等	9,463㎡	5.9%	公営住宅	1,288㎡	0.8%
社会教育系施設 図書館、文化財倉庫等	9,047㎡	5.6%	その他 自転車駐車場等	8,471㎡	5.2%

※施設類型は、一般財団法人 地域総合整備財団による「公共施設等更新費用試算ソフト」（総務省推奨）によります。公民館は社会教育法に定義される「社会教育施設」ですが、ここでは建物の機能面から「市民文化系施設」に分類します。